

江戸時代の四天王寺における童舞について

—常楽会と聖霊会の事例を中心に—

On *warabe-mai* (*bugaku*-dance performed by child/children)
performed in Shitennoji Temple during the Edo period.

南 谷 美 保
Miho MINAMITANI

要旨

四天王寺に現存する江戸期以前の童舞舞楽装束はさほど多くはないが、「四天王寺舞楽之記」をはじめとする関連史料によれば、江戸時代の四天王寺における舞楽法会では頻繁に童舞が演じられていたことがわかる。したがって、現在の四天王寺に伝来する江戸期以前の童舞舞楽装束の現状と、江戸時代の舞楽上演状況とは合致していないといえる。この矛盾を踏まえ、本稿では、江戸時代の四天王寺の舞楽法会における童舞上演の実態を、常楽会と聖霊会を中心に分析し、童舞で演じられた舞の実態を明らかにする。さらに、童舞を担当する楽家の子弟の年齢分布について考察し、走舞の舞童が同時に平舞を大人の舞人とともに舞っている事例があることを踏まえ、童舞かそうではないかの区別に関しては、走舞についてのみ厳密にこれがなされ、その区別をする基準は、童舞装束を着用するかどうかよりも、面を着用するかどうかであったことではないかとの推論を立てた過程について述べるものとする。これらの考察を踏まえ、四天王寺に伝来する童舞舞楽装束の実態と、江戸時代における童舞の演奏実態との間の矛盾はどのように理解すべきなのかについて考察する。

キーワード

天王寺楽所・常楽会 (涅槃会)・聖霊会・童舞・舞楽装束

はじめに

四天王寺においては、平成16年から平成22年にかけて四天王寺所蔵舞楽装束のうち、重要文化財に指定されている舞楽所用具に関する調査を行い、その成果を平成23年度文化芸術振興費補助金「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」をうけて『重要文化財四天王寺舞楽所用具—染織品編—』¹⁾として刊行し、重要文化財指定をうけた舞楽装束類に関する詳細を公表した。しかし、これらの重要文化財指定をうけた江戸期以前の舞楽装束に含まれる童舞走舞装束は〈納蘇利〉²⁾装束のみであり、かつその裃については、中世期のV首の裃を再利用し

1) 平成24年3月31日発行、総説及び本文担当は山川暁氏、編集は森成元氏、一本崇之氏による。

2) 以下、舞楽の曲目は〈 〉で囲い、番舞の場合は、番を〈 〉で囲い、曲名の間に・をおいて、これを示す。

た可能性が指摘されており、さらに袴も色合いからして〈納蘇利〉のものかどうかについて疑問が呈されている。この〈納蘇利〉童舞装束を含む江戸期以前の童舞舞楽装束の詳細は後述するが、このような四天王寺に伝来する江戸期以前の童舞舞楽装束の実態は、江戸時代の四天王寺の舞楽法会においては、童舞での走舞が盛んに演じられていたという舞楽上演状況を反映するものではない。以下、資料に基づきこのことを明らかにしていきたい。

さて、江戸時代の四天王寺の舞楽法会に用いられる装束の保管管理は、四天王寺がこれを行い、沙汰人と称された役人がその実際の管理にあたっていた。京都に在住した在京天王寺方³⁾の楽人東儀文均の日記「楽所日記」⁴⁾の弘化3(1846)年2月19日条にも以下の記事があり、舞楽装束は、実際にこれを着用する楽人、楽所の管理下ではなく、四天王寺の管理下にあるものと楽人の側でも認識していたことが示されている。同日条によれば、この日、文均のもとに、在天東儀俊寿より「預置候納蘇利面、天王寺装束寄付之落手書並書状」が届いたと記載され、その内容は以下の通りであった⁵⁾。

一 陵王袍 新調
 一 同襦襦袴 潤色
 右御奉納品致受納候 依而證券如件
 四天王寺
 御賭方 ㊦
 弘化三年正月
 京都取次
 東儀近江守殿
 当所取次
 東儀出羽守殿

この記事に先立って、「楽所日記」同年1月21日条には、「天王寺陵王袍新調、襦襦袴潤色寄付俊寿丈へ事付候事」とあり、禁裏での舞御覧出仕のために上京した在天の東儀俊寿(出羽守)に、文均が寄付金を預けたことがわかる。文均(近江守)が、在京天王寺楽人の世話役となり費用も集めたのであろうが、実際には装束の新調や修理となれば、これは京都の職人に依頼することになったのであろうから、それらが仕上がるまでの世話も文均が担当した可能性も高い。

3) 天正年間に成立したいわゆる三方楽所のうち天王寺楽所と南都楽所では、本拠地である四天王寺および奈良春日大社を中心とした寺社での楽や舞楽の演奏を担当するために、京都に移住せず本拠地にとどまった楽家をそれぞれに「在天」・「在南」と称し、職務上の必要性から京都に移住した楽家を「在京」と称した。天王寺楽所では、聖霊会をメインとする旧暦二月の大会以外の法会は主に在天楽家がこれを担当した。彼らは基本的には、「廻り口」と称した6人制の当番グループを定めて、大会以外の四天王寺における法会の楽儀を担当した。

4) 「楽所日記」については、後出の注14を参照。

5) 本来であれば、2月22日の聖霊会のため下坂した文均に手渡すべきものであったのであろうが、この年、聖霊会が9月に延期となったため届けられたものと思われる。

このように、天王寺楽所楽人が費用負担をして袍を新調し、襦褌および袴の修理を行った〈陵王〉の舞楽装束は、最終的に四天王寺に奉納され、その管理下におかれていることがここでも確認できる。

一方で、「楽所日記」本文の引用中の「預置候納蘇利面」であるが、こちらは、〈陵王〉装束の寄付の件とは別件と考えるべきであろう。というのは、「楽所日記」同年9月5日条に「俊寿丈へ兼、頼置候採桑老面出来付為登被呉候事」とする記事があり、文均は、俊寿に〈採桑老〉の面の作製を依頼していたらしいことがわかることから、上の「預置候納蘇利面」というのも、修理か、新規作成のためのモデルなどとして、文均が俊寿に個人的に依頼した内容にかかわるものであったと考えたい⁶⁾。そして、この記事から、天王寺楽所楽人たちは、舞楽装束は四天王寺の保存管理のもとにおいていたが、舞楽面に関しては、これを個人的に所持する場合もあったということがわかる。

また、三方楽所としても舞楽装束を所持することがなかったことは、禁裏で楽儀に必要なとされる舞楽装束が官庫に所蔵され、必要に応じてここから出して使用していた状況が、「楽所日記」にしばしば記載されていることからわかる。それらによると、正月の踏歌節会に先立って「官庫装束出」が行われ、三方楽所の京方、天王寺方、南都方のそれぞれの装束担当者がこれを行った。踏歌節会と日を置かず実施される舞御覧で使用予定の舞楽装束と合わせて装束類は、その日のうちにこれらの行事においてそれを着用するそれぞれの楽家のもとに運び込まれ、以後、楽家においては、舞御覧の習礼「舞合わせ」などが行われた。舞御覧が終了したのちには、それぞれの楽家を装束担当者が回って装束を取り集め、装束司も同席しての返却された装束類を官庫に収める「官庫装束納」が行われた。このように、三方楽所としても儀式に必要な装束類は官庫に保管されていたため、楽家それぞれで舞楽の上演に必要な装束類を所持していた可能性は低いと推測できる。天王寺方の東儀文均の「楽所日記」からは、天王寺方の場合、楽家それぞれにおいて所持していた装束は狩衣と、在京天王寺方の場合は、これに加えて位袍程度であったことが推測できる。ただし、舞の家では、上記のように舞楽面も個人的に所持する例があった⁷⁾。

このように、江戸期の天王寺方楽家において、管方の襲装束を含め、舞楽装束は楽人個人が所蔵することは基本的にはなかったと考えると、現在四天王寺に伝来する江戸期の童舞装束の種類及び数が少ないにもかかわらず、これから明らかにするように、事実として、江戸時代の四天王寺の舞楽法会では童舞走舞が多く演じられていたという矛盾は、どのように理解すべきなのだろうか。以下では、まず、江戸期の舞楽装束仕様帳である「舞楽装束抄」の内容を検討したい。

-
- 6) 「四天王寺舞楽之記」(これも後出の注14を参照)文化10年の常楽会の記事に、陵王舞人東儀俊寿(俊在)の注記として「開面自作之面にて舞始着之事」とあり、俊寿は舞楽面を自作するほどの技量の持ち主であり、楽人仲間からも面の制作を依頼されていたと考えられる。
- 7) 「四天王寺舞楽之記」(注14参照)第二、元禄14年2月の記事に、水戸宰相殿京都御屋敷からの使者が「大殿西山中納言殿御所持」とする納蘇利の古面を持参し、在天樂家林広厚に中納言殿の遺志であるとしてこの面を与えたとの記事があり、この場合も、四天王寺ではなく、林広厚家に伝来する納蘇利面として伝えられたものと考えられる。

1 「舞楽装束抄」について

「舞楽装束抄」⁸⁾の編者である岡昌名自身による奥書によると、「予、嘗居正五位下行玄蕃助時撰斯編乃享保庚子年矣、即今執之閱檢間有事所未蓋又復因禁裏之装束及仕様帳而合考以改撰者也、于時寛延二己巳年夏四月日 正四位下壱岐守太秦昌名」と記され、この書の内容は、享保5（1720）年に三方楽所天王寺方の楽人であった岡昌名が編纂した内容を、その後、寛延2（1749）年に、禁裏の装束及びその仕様帳と突き合わせ改訂したものであることがわかる。このことから、「舞楽装束抄」は、三方楽所天王寺方の楽人である岡昌名の撰になるものではあるが、その内容は、天王寺方についてのみの記述ではなく、当時の標準とされたのであろう禁裏で用いられる舞楽装束の仕様に基づいて記載されたものであり、また、当時の三方楽所においては、それが舞楽装束の基本と考えられていたとする状況を反映するものであるといえる。つまり、すでに享保5年において、三方楽所としての舞楽装束の「標準」があると認識されていたが、その後の変遷等も踏まえ、寛延2年の時点での「標準」をも踏まえて記載したものが、この「舞楽装束抄」の内容であると考えられる。

しかし、その「舞楽装束抄」には、鳥甲に関してのみ以下のように記される。「頭ノ両側有金銅之紋」として、分かち書きで「在禁裏者丸内梧桐也、在江府及日光者丸内葵也。在天王寺者丸内鳩一双向合也」。襲装束、つまり平舞装束で着用する鳥甲の左右に縫いとめられる金属製の紋飾りの文様が、禁裏、江戸幕府関係、そして四天王寺のそれぞれにおいて異なっているというのである。しかし、これ以外の装束に関しては、禁裏と江戸幕府関係、さらには四天王寺において相違があるという記載はない。

そうした中で、もう一点、注目したい記述が、やはり襲装束の下襲の項にある。この襲装束下襲について、左方の例を挙げれば、その表地については、「桐竹地紋之白綾」に「二重菱紋、外薄紫内濃紫也、其中又有梧桐之繡」として分かち書きで「用五色糸」とあり、さらに、「菱与菱之間白地有鶴鳥之繡」、「亦所、有井筒菱之繡」と記される。右方では、この染色や刺繡に関する部分は、「菱紋之外薨金内紺色之二重菱也、菱之中桐竹唐草之繡、外之白地所、鶴鳥之繡等」とされている。これらの仕様は、現在も四天王寺に所蔵される下襲に合致しているが、四天王寺には、後述のように、菱と菱の間には松喰鶴の刺繡がされず、花唐草が刺繡されている下襲も所蔵されており、こちらの仕様は、現在の宮内庁楽部で用いられる下襲に共通する。

四天王寺に所蔵される江戸期以前の重要文化財指定の舞楽装束の下襲は、左方、右方ともに八領あり、左方については、いずれも「舞楽装束抄」の記載に同じく、菱と菱の間に松喰鶴が刺繡されているが、右方はすべてが同じではなく、その中には上述のように、菱と菱の間に花唐草が刺繡されているものが混在する。この右方の下襲について、山川暁氏は、五領ある松喰鶴が刺繡された下襲については「菱形の中の桐紋や笹の葉の形状が、それぞれ異なり古様である。刺繡文様にみる突然の色替りなど写実的ではなく視覚的な面白さを求める点にも、桃山時

8) 天王寺方楽人岡昌名の撰による『新撰楽道類聚大全第二十』「舞楽装束抄」。これは、上下に分かれているが、京都大学に所蔵される『四天王寺楽人林家楽書類』の第百十八冊として、上下を合冊した写本「舞楽装束抄 全」があり、本稿ではこれを参照した。

代の美意識を見ることができる。鶴の自由な姿態は、桃山時代の蒔絵にあらわされた鶴に似ることが指摘されている。」とされ、一方でそれ以外の三領については、「裏地に『右方平舞／褌／粗品三枚内』の墨書がある通り、やや粗製」とされている⁹⁾。

すでに述べたように「舞楽装束抄」において、鳥甲の紋の禁裏と江戸幕府関係寺社、そして四天王寺での違いについて記載している岡昌名は、褌装束の下褌の刺繍の違いについては、全く触れていない。現在では、下褌の菱紋と菱紋の間に松喰鶴が刺繍される様式は、四天王寺に独自の仕様とされているが、「舞楽装束抄」が改訂された寛延2年の時点までにそのような区別が認識されていたなら、鳥甲の紋に同じくここでもこの点についての記載があってもよいのではと思われる。

禁裏の舞楽装束の古物が三方楽所に下げ渡されるということは、江戸時代を通じて何回か行われたようであるから、現時点では、現在四天王寺に所蔵される花唐草の刺繍のある右方褌装束下褌は、禁裏から四天王寺に入ったものと考えられている¹⁰⁾。さらに、鳥甲の紋の違いを指摘されている日光東照宮には、江戸期の舞楽装束とされる褌装束の下褌に、菱と菱の間に花唐草が刺繍される装束が伝来している。となると、鳥甲の丸紋の相違が記載されている「舞楽装束抄」において、江戸時代の褌装束の下褌には、菱紋の間に松喰鶴のものと、菱紋の間に花唐草の二様があったことが、同書でまったく触れられていないことには違和感がある。どの時期からは不明であるが、実際に、江戸期の四天王寺においては、少なくとも右方においては褌装束の下褌には、刺繍の文様が異なるものが所蔵されていたのであるから、天王寺方楽人にとってはその相違を意識しないことの方が不思議であるのに、ましてや、その二種類の装束を使用していたのであろう天王寺方右方の林家に伝来した「舞楽装束抄」の写本においても何の追記や書き込みもないというのは奇妙なことである。

2 「舞楽装束抄」に見る童舞装束

次に、本論のテーマである童舞に使用される童舞褌装束に関連する「舞楽装束抄」の記述を確認しよう。「舞楽装束抄」上に、童舞褌装束の項があり、そこでは、童舞では、褌装束であっても鳥甲ではなく、「冠」に「纓（細纓）、老懸」を用いるとされている。さらに、半臂については、「左方紅地之錦襦」、「右方萌黄地之金襦」などとして使用される布に関する記述があるが、それ以外の下褌、表袴、赤袴、袍などに関しては「男舞装束の如し」とあり、寸法以外には大人用装束と、さしたる違いはないとされている。

9) 『平成二十三年度文化財を活かした観光振興・地域活性化事業 重要文化財四天王寺舞楽所用具 染織品編』（総本山四天王寺、平成二十四年）pp.18-19。なお元禄3（1690）年に成立した『楽家録』では、「常装束」の鳥甲の項目の図では、先の金具は桐紋のみが描かれ、下褌の菱紋の間の刺繍に関しては「古図鳳凰或鶴」と記されるが、基本的には「桔梗唐草」として記している。

10) 四天王寺に所蔵される長持蓋裏墨書にも、寛政9年に、「禁中古物装束」を三方楽所が拝領し、天王寺方として以下のものを受領した記録が残されている。平舞装束のうち、半臂、下褌、袴、鳥甲を左右12人分、24領、石帯を左右で3本ずつ、このほかに、胡蝶、貴徳、納蘇利、打球楽、拍鉦、陪臚、抜頭、八仙のほか、蛭絵装束などを拝領した記録が遺されている。

「舞楽装束抄 下」は、「縫定之法」として装束の寸法を記載したものであるが、そこにも、襲装束の「童舞装束」については、半臂、下襲、表袴、赤袴、袍に関する記載がある。石帯に関しては、見出しのみで、寸法の記載はなく、大人の装束と兼用したものかと思われる。さらに、大人の襲装束の項には鳥甲の項があるが、冠を使用するとされた童舞装束の項には、鳥甲の記載はない。なお、袍の見出しの下に、分ち書きで「万歳楽、延喜楽」とする書入れがあるが、これも後述のように、四天王寺では、〈万歳楽・延喜楽〉を童舞として舞った例はなく、襲装束を着用する平舞を童舞で舞った例としては、〈甘州〉、〈安摩〉、〈地久〉の例がある。

襲装束以外に、「舞楽装束抄 下」に寸法が記載される襲装束以外の童舞装束は、〈陵王・納蘇利〉、〈散手・貴徳〉である。〈陵王・納蘇利〉については、裋褕、袍、袴についての詳細が記されるが、〈散手・貴徳〉に関しては、「如陵王」とのみ記載される。さらに、いくつかの曲名を挟んで、再び童舞の〈迦陵頻・胡蝶〉装束の袍、袴の寸法と腰帯の見出しが記載されている。

ここで、「舞楽装束抄」に記載される童舞襲装束の寸法その詳細を見ていこう。さらに、その寸法を四天王寺に所蔵される江戸期以前の童舞装束と比較すると、【表1】の通りとなる。

【表1】「舞楽装束抄」にみる童舞装束の寸法と四天王寺に現存の童舞装束法量比較

名称	「舞楽装束抄」記載の寸法（二重線で分けた上段は上巻記載の寸法、下段は下巻記載の寸法）	呉服尺→cm概算 一尺を36.4cmで換算し、小数点第二位で四捨五入	四天王寺所蔵童舞装束法量 （『重要文化財四天王寺舞楽所 用具』による）
襲装束	長一尺五寸（1*）	身丈 = 72.44cm	左方四領（身丈・幅）
童舞	襷幅四寸九分（2*）	（1* = 54.6cm + 2* = 17.84cm）	① 70.0cm・60.0cm
半臂	長一尺四寸四分（*1）	身丈 = 69.89cm	② 71.0cm・60.5cm
	身幅六寸九分	（*1 = 52.42cm + *2 = 17.47cm）	③ 70.5cm・61.0cm
	襷縫定之幅四寸八分（*2）	身幅 = 25.12cm	④ 71.0cm・62.0cm
	裳之差廻五尺五寸五分	裳の差し回し（両脇と中に襲を取る分を入れて） = 202.02cm	右方二領（身丈・幅） ① 71.0cm・58.5cm ② 71.0cm・58.5cm
同	前長二尺七寸	後丈 = 211.12cm	左方一領（後丈・前丈・身幅）
下襲	後長五尺八寸	前丈 = 171.08cm	① 174.5cm・88.0cm・42.0cm
	後長五尺六寸八分	後丈 = 206.75cm	右方二領（後丈・前丈・身幅）
	前長二尺六寸	前丈 = 94.64cm	① 174.0cm・89.0cm・40.5cm ② 172.5cm・91.0cm・40.5cm
同	長二尺五寸	長さ = 91cm	現存せず
表袴	長二尺四寸五分	長さ = 89.18cm	
同	長一尺八寸六分	長さ = 67.7cm	現存せず
同	前長二尺四寸	後丈 = 229.32cm	現存せず
袍	後長六尺三寸	前丈 = 87.36cm	
	後長五尺五寸七分	後丈 = 202.75cm	
	前二尺七寸	前丈 = 98.28cm	
陵王・ 納蘇利 裋褕	長一尺六寸三分（前後各） 幅八寸五分 毛縁幅二寸余	長さ = 59.33cm 幅 = 30.94cm 毛縁 = 7.28cm	童舞納蘇利裋褕一領 （前丈・後丈・肩幅毛縁含む） 80.5cm・67.5cm・58.0cm
同袍	後五尺七寸一分 幅一尺一寸 前二尺六寸	後丈 = 207.844cm 幅 = 40.04cm 前丈 = 94.64cm	現存せず
同袴	長二尺七寸一分	長さ = 98.64cm	童舞納蘇利袴一領 後丈 = 97.0cm・前丈 = 91.5cm
蛮絵 下襲	記載なし		一領（後丈・前丈・身幅） 175.5cm・98.0cm・82.0cm

この【表1】に示したように、四天王寺に現存する江戸期の童舞装束について、安土桃山期から江戸時代のものとして重要文化財四天王寺舞楽所要具の指定を受けている童舞装束は、童舞平舞下襲左方一領・右方二領、童舞平舞半臂左方四領、右方二領、童舞蛮絵下襲一領、童舞納蘇利襦袢一領、同袴一領であり、このうち、納蘇利の袴については、前述のようにその色合いからして、本来納蘇利用であったものかについての疑問が呈されている¹¹⁾。

このように四天王寺に現存する江戸時代以前の舞楽装束の種類およびその数も少ないため厳密な比較は難しいが、「舞楽装束抄」に記載される童舞装束と、四天王寺に所蔵される童舞装束を比べると、襲装束の半臂に関してはほぼ同じ法量、納蘇利の襦袢に関しては四天王寺所蔵のものはかなり大きめであるが、逆に襲装束の下襲に関しては小さ目の寸法であるなど、「舞楽装束抄」に記載される童舞装束と、四天王寺に所蔵される童舞装束には、寸法において相違があることがわかる。さらに、「舞楽装束抄」においても、上巻と下巻とでは、同じ曲目の装束についての記載であっても、その寸法に相違があり、おおむね上巻に記載される寸法のほうが大きいこともわかる。

そこで、「舞楽装束抄」に記載される男舞舞楽装束寸法と四天王寺に所蔵の安土桃山・江戸時代の重要文化財舞楽装束法量との比較も行ってみた。その結果が【表2】である。

【表2】「舞楽装束抄」にみる男舞装束の寸法と四天王寺に現存の装束法量比較

	「舞楽装束抄」男舞装束寸法（二重線で分けた2段の場合上段は上巻記載の寸法、下段は下巻記載の寸法、cm概算法は表1に同じ） （単位cm）		四天王寺重文装束のうち 男舞装束法量 （単位cm）		四天王寺重文装束のうち 童舞装束法量 （単位cm）
			左方 （十領）	右方 （十一領）	
襲装束 半臂	長二尺三寸 上一尺三寸に刺繍	身丈 83.72 うち刺繍部分は 47.32 (約 57%)	身丈 82.5 ① 82.8 ② 81.3 ③ 82.0	身丈 ① 79.0 ② 81.5 ③ 79.0	左方四領（身丈・幅） ① 70.0・60.0 ② 71.0・60.5 ③ 70.5・61.0 ④ 71.0・62.0 右方二領（身丈・幅） ① 71.0・58.5 ② 71.0・58.5
	長一尺七寸（*1） 身幅九寸二分 襷縫定五寸七分（*2）	（*1）= 61.88 + （*2）= 襷 20.75 = 82.63 身幅 33.49 ↓ 肩幅 ≒ 66.98	④ 80.2 ⑤ 81.5 ⑥ 83.5 ⑦ 80.5 ⑧ 79.5 ⑨ 81.0	④ 80.0 ⑤ 79.0 ⑥ 81.0 ⑦ 80.0 ⑧ 82.0 ⑨ 79.0 ⑩ 80.0 ⑪ 78.0	男舞装束の半臂 左方の肩幅は 74cm から 77cm、 右方の肩幅は 70cm から 76.5cm となっている。
同下襲	後長七尺五寸 前長三尺二寸八分	後丈 273 前丈 119.39	左方（八領） 後丈・前丈 ① 270.5・133・5 ② 275.5・133.0 ③ 274.0・123.5 ④ 271.5・130.5 ⑤ 272.5・130.0 ⑥ 270.5・128.5 ⑦ 270.0・128.0 ⑧ 272.0・126.5 右方（八領）		左方（一領） 後丈・前丈 ① 174.5・88.0

11) 『平成二十三年度文化財を活かした観光振興・地域活性化事業 重要文化財四天王寺舞楽所用具 染織品編』（総本山四天王寺、平成二十四年） p.169

			後丈・前丈 ① 273.0・125.5 ② 271.0・130.5 ③ 278.0・131.5 ④ 213.5・109.0* ⑤ 262.5・131.0* ⑥ 264.5・130.5* ⑦ 277.0・128.5 ⑧ 271.5・128.0 (*は、菱紋の間の刺繍が 花唐草のもの)	右方(二領) 後丈・前丈 ① 174.0・89.0 ② 172.5・91.0
同袍	前三尺七寸 後九尺五寸	後丈 345.8 前丈 134.68	右方(七領) 後丈・前丈 ① 325.5・113.5 ② 282.0・111.5 ③ 335.9・114.5 ④ 265.0・121.5 ⑤ 326.5・111.0 ⑥ 268.5・119.0 ⑦ 263.0・122.0 左方は現存せず	所蔵なし
	後八尺三寸 幅二尺二寸八分(一 尺一寸四分二幅也) 前長三尺六寸衽入而 幅一尺六寸	後丈 302.12 前丈 131.04 身幅 82.99cm		
蛮絵袍	前三尺七寸 後九尺五寸	後丈 345.8 前丈 134.68	左方(六領) 後丈・前丈 ① 240.5・87.0 ② 244.0・89.0 ③ 219.5・88.0* ④ 239.5・90.0 ⑤ 220.5・89.5* ⑥ 240.0・90.0 (*を付した二領は、他の ものと雰囲気異なること が指摘されている) 右方七領もあるが省略	所蔵なし
	後八尺一寸	後丈 294.84		
同下襲	前三尺七寸 後七尺五寸	後丈 273 前丈 134.68	所蔵なし	一領(後丈・前丈・身幅) 175.5・98.0・82.0
同下襲	後七尺五寸前三尺二 寸八分	後丈 273 前丈 119.39	所蔵なし	一領(後丈・前丈・身幅) 175.5・98.0・82.0
同表袴	長二尺八寸	丈 101.92	丈(単位はcm) ① 85.0 ② 84.5 ③ 80.5 ④ 81.9 ⑤ 84.3	所蔵なし
	長二尺八寸	丈 101.92		
陵王襦 襦	長二尺五寸 身幅一尺五寸	丈 91 幅 54.6	陵王襦襦(毛縁含む) 前丈 97.0 後ろ丈 103.3 肩幅 65.0	納蘇利童舞襦襦 前丈 80.5 後丈 67.5
	長二尺五寸 幅九寸七分 毛縁凡二寸	丈 91 幅 35.31 縁 7.28 (幅 42.59)		
陵王袴	長三尺八寸	138.32	丈	
	長三尺七寸	134.68	118.0	

陪臚 裋襦	長二尺五寸 身幅一尺一寸	丈 91	後丈・前丈 ① 85.7・77.8 ② 88.2・79.5 ③ 87.5・75.8 ④ 89.4・84.3	
	如打球楽			
狛袴 裋襦	長二尺五寸	丈 91	後丈・前丈 ① 94.0・96.0 ② 95.0・97.0 ③ 98.0・97.0 ④ 97.0・95.0	
	装束如打球楽			
同袍	前三尺五寸 後七尺五寸	後丈 273 前丈 127.4	後丈・前丈 ① 240.0・115.5 ② 232.5・109.0 ③ 230.0・109.0 ④ 242.5・117.0	
同袴	長三尺三寸	120.12	後丈・前丈 ① 114.3・113.9 ② 116.0・115.0 ③ 112.5・111.5 ④ 114.5・113.6	
打球楽 裋襦 (上巻 に記載 なし)	長二尺四寸 幅一尺一寸	丈 87.36 幅 40.04	丈・肩幅 ① 92.4・51.7 ② 91.5・50.8 ③ 91.6・52.0 ④ 92.9・50.7	
同袴	長三尺三寸	120.12	後丈・後丈 ① 103.3・104.5 ② 106.1・105.0 ③ 106.7・105.0 ④ 106.0・105.7	
	長三尺二寸 縫定幅一尺三分	116.48		

大人用装束である男舞装束に関しても、「舞楽装束抄」の上・下ともに寸法の記載がある装束に関しては、やはり、上に記載される寸法が、下に記載される同じ装束の寸法よりも大きい例が多い。さらに、四天王寺に現存の装束と比較すると、襲装束の下襲に関してはほぼ同寸であるが、四天王寺に現存する袍の後裾の長さ、袴の長さなどはかなり短めとなっている。さらに、裋襦に関しては、「舞楽装束抄」では、曲目によらず2尺5寸という基本寸法が設定されていたのに対し、四天王寺所蔵の装束は、そのような一定寸法によらないという違いがある¹²⁾。

もちろん、四天王寺所蔵の江戸期以前の舞楽装束類は、修理を重ねているために、その過程で寸法に変化があったことは否定できないであろう。ただ、そうした場合も、元の寸法よりも大きくなるということは考えられないのではないだろうか。「舞楽装束抄」に見る金襴緑裋襦の身幅の基準は1尺1寸であると考えられ、四天王寺に現存する江戸期の〈打球楽〉の裋襦はこれよりも、身幅は広い。童舞装束の例と合わせ、四天王寺の舞楽装束においては、裋襦の身幅が、「舞楽装束抄」記載の寸法よりも広い目にとられているという共通点があるといえる¹³⁾。

12) やはり『楽家録』によれば、舞楽装束については「古今之製有長短広狭及彩紋之異」として舞楽装束の寸法が歴史的に変遷するものであったことが記されており、所蔵者による相違も当然存在したと考えられる。

13) 一方で、『楽家録』に記載される金襴緑の裋襦の身幅は一尺七寸となり、「舞楽装束抄」とりも長さともに大きく、それは、四天王寺所蔵の江戸期のものよりも大きい。

3 江戸時代四天王寺の常楽会・聖霊会と童舞

さて、すでに述べたように、四天王寺に所蔵される江戸期以前の童舞装束が少ないことは、江戸時代の四天王寺の法会舞楽における童舞演奏の実態と連動していない。このことについて、従前さほど注目されてこなかった江戸時代の四天王寺における法会舞楽の童舞に関する『四天王寺林家楽書類』に含まれる「四天王寺舞楽之記」および天王寺方楽人東儀文均の日記『楽所日記』¹⁴⁾の記事をふまえて明らかにしていきたい。

江戸時代の四天王寺においては、年間14回の舞楽を伴う法会が執り行われていたが、実際にはその法会の多くは、天王寺楽所のうち「在天」とされた天王寺在住の楽人が、6名の当番制で出仕¹⁵⁾するものとされていた。したがって、〈万歳楽・延喜楽〉、〈陵王・納蘇利〉の二番が定例の曲目として定まっているような舞楽を伴うとはいえ小規模な法会においては、〈万歳楽・延喜楽〉は舞装束をつけずに楽装束の狩衣のまま舞う一人舞が基本であり、〈陵王・納蘇利〉の番は「楽斗」、「がくばかり」とされるその楽のみを演奏して舞を舞わないで済ませるといった場合が多かった。

そのため、江戸時代の四天王寺における童舞の事例を調査する対象としては、いわゆる「三大会」、つまり、旧暦の2月15日の常楽会、同22日の聖霊会、9月15日の念仏会を中心に考察することになるが、さらに、童舞の舞人の確保が可能であった状況という観点から考えると、在京楽家も下坂する常楽会と聖霊会を調査対象とするべきであろうと考える。『四天王寺林家楽書類』の中の「四天王寺舞楽之記」には貞享元(1684)年から安政7(1869)年までの四天王寺における舞楽法会の記録が残されており、その後の安政7年から明治5(1872)年までは「楽所日記」を用いて、この二つの舞楽法会での童舞上演の状況をまとめたものが、【表3】である。以下、【表3】に基づき考察を進めたい。

調査対象とした186年間においては、常楽会と聖霊会を合わせると372回の舞楽法会が実施されるはずであったが、この間四天王寺においては、宝暦8(1758)年から同12年までの楽所の出仕拒否により舞楽が演じられなかった期間があり、さらにその後も引き続いて楽所側の記録の不備¹⁶⁾などもあって明和5(1769)年までの合計12年分の常楽会、聖霊会をはじめとす

14) 『四天王寺林家楽書類』は、京都大学所蔵。「四天王寺舞楽之記」をはじめとする天王寺楽所の舞楽演奏記録のほか、四天王寺との争論記録、楽書類など全119冊よりなるもので、日記・記録類は林家のうち天王寺に在住した楽家において代々記録されたもの。『楽所日記』(国会図書館所蔵)は、京都に在住した天王寺方東儀文均の日記。天保15年から明治5年までの日次記事を取めた巻と三方楽所の責任者である老分としての職務記録の巻の全37巻からなるもの。以下、「四天王寺舞楽之記」に関しては、南谷による翻刻『四天王寺舞楽之記』(上・下)(清文堂史料叢書第64-64刊)、1993年による。

15) 天王寺楽所では、常楽会と聖霊会という旧暦二月の大会以外の法会は主に在天楽家のみがこれを担当した。すでに述べたように、彼らは基本的には、「廻り口」と称した6人制の当番グループを定めて楽儀を担当した。

16) この間の記録は、「四天王寺楽人林家楽書類」第70冊から第78冊の「天王寺僧与争論留」に残されており、南谷による翻刻が、『天王寺楽所史料』(清文堂史料叢書第71刊)、1995年、pp.1-127にある。事の発端は、宝暦8年3月に四天王寺から天王寺方在天楽家に対し宗門改帳の提出を求めたことにあり、そこから、楽家の支配権が四天王寺にあるのかどうかについて、寺社奉行の裁定を求めるまでの争論に発展した経緯を記載する。最終的には、宝暦11年6月の徳川家重の死去をきっかけに内済とな

【表3】江戸時代の四天王寺常楽会と聖霊会における童舞曲目一覧

江戸時代の四天王寺舞楽法会のうち、常楽会と聖霊会における童舞の演奏状況を一覧とした。史料において、涅槃会と記載される場合も常楽会に統一する。

安政7年までは「四天王寺舞楽之記」により、以後、明治3年までは「楽所日記」によった。また、法会舞楽のうち、迦陵頻・胡蝶に関しては記載しない。凡例 その年、演奏された曲については、○：一人舞・◎：二人舞・○付数字：その数字の人数での舞であることを示す。

年・法会 童舞曲名	貞享元 1864		2	3	4	5	元禄2 1689		3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	
陵王		○			○	○												
納蘇利		◎			○													○
還城楽																		○
貴徳								○										

年・法会 童舞曲名	12 1699		13	14	15	16	17	宝永2 1705		3	4	5	6	7	8	正徳2 1712		3	
	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	
陵王				○	○		○												
納蘇利				○	○				○	○								○	○
還城楽				○	○		○											○	○
貴徳		○			○				○									○	○
安摩																			

年・法会 童舞曲名	4		5	6	享保2 1717		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会
陵王										○					○		
納蘇利			○	○	○			○	○		○			○			
還城楽													○				
貴徳		○		○		○	○	○	○		○						
抜頭					○	○	○	○									

年・法会 童舞曲名	14		15	16	17	18	19	20	21	元文2 1737		3	4	5	6	寛保2 1742		3	
	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	
陵王	○	○	○	○		○				○	○								○
納蘇利											○	○							
還城楽																			
貴徳																			
散手				○	○	○				○	○								
抜頭											○	○							

年・法会 童舞曲名	4		延享2 1745		3	4	5	寛延2 1749		3	4	宝暦2 1752		3	4	5	6	7 1757		宝暦8 年より 宝暦12 年まで の法会 へ出し この間 の記録 欠落	
	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	常楽会	聖霊会	
陵王		○																			
納蘇利																					
還城楽																					
貴徳																					
散手																					
抜頭																					

年・法会 童舞 曲名	明和6 1769	7	8	9	安永2 1773	3	4	5	6	7	8	9	10	天明2 1782	3
	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	記録不 備	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会
陵王															
納蘇利		○	○	◎		○	○							○	
還城楽															
貴徳				○		○	○		○					○	
抜頭										○					

年・法会 童舞 曲名	4	5	6	7	8	9	寛政2 1790	3	4	5	6	7	8	9	10
	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	記録不 備	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会
陵王			○	○				○	○	○	○			○	○
納蘇利		○	○											○	○
還城楽															
貴徳		○	○												
抜頭				○											
安摩							◎								
散手									○						

年・法会 童舞 曲名	11	12	13	享和2 1802	3	4	文化2 1805	3	4	5	6	7	8	9	10
	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会
陵王					○	○	○	○							
納蘇利			○		◎										
還城楽															
貴徳				○	○										
散手		○										○			
抜頭					○			○							
甘州							④								
安摩								◎		◎					
地久									◎						

年・法会 童舞 曲名	11	12	13	14	15	文政2 1819	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会
陵王						○	○		○	○					
納蘇利				○	○		○		○	○			○	○	○
還城楽			○		○										
貴徳				○					○						○
抜頭					○			○							

年・法会 童舞 曲名	12	13	天保2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会	常楽会 聖霊会
陵王			○	○	○	○		○		○	○				○
納蘇利		○			○										
還城楽													○		
貴徳			○												
散手			○		○		○								
安摩					◎										
蘇莫者						○									
抜頭						○									

まり、この時期の四天王寺においては、常楽会と聖霊会においては、ほぼ2回に1回程度の割合で童舞が舞われていたのである。実際に、【表3】に示したように、元禄2（1689）年から同10（1697）年までの9年間の空白時期¹⁷⁾以外には、4年以上の空白期間を開けることなく常楽会か聖霊会のいずれか、あるいはその両会において童舞が演じられていたことが分かる。

このような童舞の演奏頻度が江戸期の他の寺社での法会あるいは神事舞楽と比較して多いのか少ないのかについては、今後関連資料を調査する必要がある。しかし、少なくとも、江戸時代、貞享年間以降の四天王寺における常楽会と聖霊会の舞楽において、〈陵王〉と〈納蘇利〉をはじめとして童舞が可能な舞に関しては、天王寺楽所では、担当可能な楽人子弟がいる場合はできるだけ童舞での上演を行おうとしていたのではないだろうか。特に、右舞の童舞に関しては、禁裏での童舞上演の機会を逸することが無いように四天王寺における童舞の機会を活用していたと推測できる。

こうして記録によれば、貞享年間以降の江戸期の四天王寺の常楽会と聖霊会においては、かなりの頻度で童舞が上演されたことがわかる。しかし、その中でも演奏頻度が高かった〈陵王〉の江戸期の童舞装束は、現在、四天王寺には伝来していない。前述のように舞人装束は基本的に、四天王寺の管理下にあったことから、当時、必要とされた童舞装束も四天王寺に所持されていた可能性が高いが、四天王寺に現存する江戸期以前の童舞舞楽装束の種類や数は少ない。しかし、このことは、決して、江戸期における四天王寺での童舞の上演が少なかったことを意味するものではないと、再度理解しておく必要がある。

4 常楽会、聖霊会童舞の曲目と四天王寺に現存する舞楽装束について

そもそも、常楽会と聖霊会では、どのような舞が舞われていたのであろうか。常楽会においては、〈振杵〉、〈迦陵頻・胡蝶〉、〈一曲〉、〈万歳楽・延喜楽〉、〈甘州・林歌〉、〈陵王・納蘇利〉が舞われ、聖霊会においては、法会の進行に関わる舞としては、〈振杵〉、〈蘇利古〉、〈迦陵頻・胡蝶〉、〈一曲〉、〈万歳楽・延喜楽〉、〈桃李花・登天楽〉を基本的演目とし、〈桃李花・登天楽〉が法会の後の入調舞にある場合は他の一番を入れ、入調舞としては、〈安摩〉、〈甘州・林歌〉、〈散手・貴徳〉、〈太平楽・狛鉦〉、〈陵王・納蘇利〉、〈還城楽・抜頭〉、〈陪臚〉を基本的演目とし、これに「新舞二番」を加えることとされていた。文政13年に〈蘇莫者〉が復興されてからは、〈蘇莫者・八仙〉の番が基本的演目に追加され、新舞は一番のみとなった。

これらのうち〈迦陵頻・胡蝶〉は童舞と決まった曲目であり、そのためにその年齢にふさわしい子息がいれば天王寺方楽家では左方、右方の家筋に関わりなく、適宜割り振って舞われた曲であった。この童舞として舞われることが決まっている〈迦陵頻、胡蝶〉以外に、両会で童舞が演じられた曲目は、すでに示した【表3】の通りである。その一方で、「舞楽装束抄」に装束に関する記載がある走舞は〈陵王・納蘇利〉、〈散手・貴徳〉のみで、このうち、四天王寺に

17) 元禄2年から同9年にかけては、〈迦陵頻・胡蝶〉の舞人の状況からしても、林家において舞童を勤める子息が不足していたらしいことが分かる。

江戸期の童舞装束の一部が現存するのはすでに述べたように〈納蘇利〉のみである。走舞以外にも、「舞楽装束抄」には、童舞襲装束に関する記述があり、四天王寺にも江戸期の童舞襲装束が現存している。【表3】にある曲目のうち、〈甘州〉（童舞人4名）、〈安摩〉（同2名）、〈地久〉（同2名）は襲装束を着用するため、これらの童舞襲装束が用いられた可能性はある。また、〈還城楽〉、〈抜頭〉、〈蘇莫者〉は、童舞なら〈陵王〉の装束があればこれを兼用した可能性はあるが、四天王寺には、江戸期の〈陵王〉童舞装束が伝来していないためこの点については不明である。ただし、〈還城楽〉に関しては、安倍姓東儀家¹⁸⁾の「家の舞」であったため、楽家の側に装束が所蔵されていた可能性¹⁹⁾もある。〈迦陵頻・胡蝶〉を除くこれらの童舞で舞われた曲目は、いずれの常楽会と聖霊会において基本的演目とされていた曲目に含まれる。

一方で、四天王寺には江戸期以前の童舞蛮絵装束の下襲が伝来しているが、蛮絵装束を用いる〈桃李花・登天楽〉は、聖霊会の基本的演目であるにもかかわらず、貞享年間以降は、童舞で上演された記録はない。また、常楽会、聖霊会の両会で必ず使用された〈迦陵頻・胡蝶〉の装束も、江戸期のもは四天王寺に伝来していない²⁰⁾わけであるから、やはり、装束の伝来の有無と江戸期の四天王寺における童舞の上演の実態とは必ずしも合致していないと考えるべきであろう。

5 楽人側の資料から

以下では、楽人側の残した資料に基づき貞享年間以降の江戸時代における四天王寺における童舞の実態について考察することとしたい。

1) 貞享元（1684）年の童舞〈納蘇利〉の事例から

〈納蘇利〉が童舞で舞われた事例については、「四天王寺舞楽之記」巻1に残される「納蘇利之舞双論」に関連する記事²¹⁾が重要な情報を提供している。この〈納蘇利〉の舞をめぐる争論の発端は、貞享元年正月17日の禁裏での舞御覧に際して、天王寺方としては例年通り「面舞」、つまり、大人が舞う予定にしていたところ、在京東儀家別流本家兼益がその子息、兼陳に童舞で演じさせたいという旨を樂奉行四辻家に申し入れ、「経叡慮候」という旨を舞御覧直前の14日になって林家側に伝えてきたことである²²⁾。林家側にすれば「代々相承勤申候」ところの舞

18) 三方楽所成立以後の天王寺楽人の一家である東儀家の中には、京都において御神楽を担当するために、京都方楽家の安倍家の姓を名乗り、季を名乗り字とする家があった。この家が還城楽の舞家として、その舞人を童舞の場合でも独占した。

19) この点については、納蘇利について後述する際に論じたい。

20) 胡蝶に関しては、寛政9年の「禁中古物装束拝領」に、袍、袴、羽が含まれていたことが長持の蓋裏墨書からも明らかであるが、それらも現存していない。

21) 南谷美保編『四天王寺舞楽之記 上』（清文堂史料叢書第64刊）、pp.1-9に関連記事がある。

22) この時期は、舞御覧の曲目を楽所の希望も踏まえて決めた後の目録を見て、その中で童舞としたい楽家があれば、四辻家に直接これを申し出るという手続きで童舞が認められていた（江戸期においては、手続きのあり方に時期によって違いがある）。したがって、東儀家と樂奉行四辻家との間でやり取りがされていても、林家側にその状況が伝わらないことは十分にありえる。

である〈納蘇利〉を、たとえ童舞といえども東儀家の子息に舞御覧において舞われることは納得しがたいことであったが、当日までの日数がないために、在京林家本家広兼の子息との童舞の二人舞とすることでこれを認めた。林家からは舞御覧終了後に楽奉行四辻家に書面を提出し、その書面においても、〈納蘇利〉の舞について「私家二年来相勤頼候義ニ御座候ヲ押而申望候段迷惑ニ奉存候」と主張し、今後は「他家江不被為仰付、家本之相立申候様」にしてほしいと申し入れている。その根拠は、林広兼によれば、「後陽成天皇様御宇私祖父廣康従天王寺被召出候時依 仰京方舞人不残廣康弟子ニ被 仰付、至于只今連続仕候事御存知之通ニ候、東儀家モ其節被 召出雖為舞人之輩 仰之弟子一人モ無之候事」として、林家こそが三方楽所右方舞の家の家元的存在であり、東儀家は右舞を舞う家であってもそうではないため、右舞の走舞である〈納蘇利〉は林家の舞であるというのである。

このように〈納蘇利〉は林家の舞であり、東儀家の舞人には舞わせられないという林家側の主張に対し、東儀家の側でも自分たちにも〈納蘇利〉を舞う権利はあるという主張は譲らず、同年2月15日の四天王寺常楽会においても、東儀家が〈納蘇利〉を舞う権利を主張したらしいが、この時には林広満が一人舞で舞っている。しかし、同年2月22日の聖霊会においては、東儀兼陳と林広音の童舞二人舞となった。それは、在天楽家であった林広厚への東儀家の申し立てを受けて、在京林広兼も、「面舞ニ者東儀家加へ為舞可申義無之、此度之義者兼陳童舞故ニ赦之也」と、童舞ならと赦したためである。すでに、この正月に禁中舞御覧にて、納蘇利を東儀家の子息とともに童舞二人舞で舞っているという事実は認めざるを得なかったのであろう²³⁾。

が、同時に、この件に関する記録として、童舞の舞楽装束に関して興味深い記述が残されていることにも注目したい。それは、「天王寺舞楽之装束之義、昔秀頼公雖被加修理納曾利童舞之装束者無之」であるため、「廣厚自分嗜処之童舞装束ヲ貸シ為着加へ為舞者也」²⁴⁾ というものである。この「四天王寺の舞楽装束は秀頼公の時代に修理がなされたが〈納蘇利〉童舞装束はなかった」という記述であるが、これは、秀頼公の修理の際に、童舞〈納蘇利〉の装束は四天王寺にあったがその時には修理されなかったという意味なのか、修理がなかったために童舞〈納蘇利〉装束は当時の四天王寺に所蔵されていないという意味なのか明確ではないが、少なくとも、この貞享元年の時点では、四天王寺に、本来なら二領あるべき童舞〈納蘇利〉装束が揃っていないため、在天楽家林広厚が個人的に所持している装束を着用させ東儀兼陳を「加え舞わせ」て、林広音とともに童舞二人舞としたというのである。

では、もう一領は四天王寺に所蔵されていたのであろうか。残念ながら、この点についての記述もなく、「四天王寺舞楽之記」における記述も上述のように二通りに解釈できる。さらには、童舞装束を、在京林家本家広兼がその子息に童舞〈納蘇利〉を舞わせるために京都より持参した可能性もあり、この時に着用された〈納蘇利〉の童舞装束が、四天王寺に現存する童舞装束であるという明確な証拠はない。ここでは、林広厚が童舞装束を個人として所蔵していた

23) ここでも童舞と成人の舞を区別する言葉として「面舞」という表現が使われていることにも注目しておきたい。

24) 注21)前掲書、南谷編『四天王寺舞楽之記 上』、p.4

という記述から、舞の家であれば、その家で伝承する走舞については、子息が童舞としてその舞を舞う機会を逸することがないように、その童舞装束を「嗜み」として所持していた可能性を指摘するにとどめたい。つまり、その舞の童舞装束が四天王寺に所蔵されないから童舞で舞われることがなかったといえるわけではないということが、ここでも確認できるのである。

しかし、すでに述べたように、三方楽所としては官庫と称された禁裏の装束庫に童舞装束も含め²⁵⁾ 必要なものは一式揃えられており、禁裏での楽儀に際してはこれを着用するほか、禁裏以外の楽儀の場合でも必要に応じて許可を得てこれを借り出すことができた。となると、在京の林家においては、童舞装束を「嗜み」として所持する必要性は、在天楽家よりも低かったと考えられる。が、このように楽家において童舞装束を所持していた事例があることが、四天王寺の法会において、法会舞楽としての童舞がすでに述べたような頻度で舞われているにもかかわらず、四天王寺に現存する江戸期以前の童舞装束の数が少ないこと背景にある可能性も理解しておくべきことであろう²⁶⁾。

2) 〈納蘇利〉以外の童舞に関連して

実は、〈納蘇利〉の舞人が問題となった貞享元年の聖霊会では、〈陵王〉も童舞で演じられている。しかし、江戸時代の天王寺楽所においては、〈陵王〉についてはその舞人に関してトラブルが発生することはなかった。というのも、天王寺方は、四天王寺関連の場以外の三方楽所として楽を担当する宮中をはじめとする場での表演の際は右方を担当し、当然のこととして舞も右舞しか担当しない。本拠地である四天王寺での楽儀においてのみ、天王寺楽所の中で左右に分かれ、楽と舞を担当するわけであるから、天王寺楽所として左方を担当する楽家は、左右兼帯であったが、三方楽所の一方としては、左方を担当することはなかった。

したがって、左舞である〈陵王〉は、四天王寺の法会舞楽としての演奏頻度は高いものの、それはあくまで天王寺楽所単独で演奏を担当する場に限られるものであり、〈納蘇利〉のように、三方楽所の一方としての場における演奏の機会はなかった。したがって、天王寺方楽家にとっては、左方の舞は、たとえ走舞であっても、「家の名誉」と直接的にかかわるものではな

25) 東儀文均の「楽所日記」嘉永7(1851)年1月には、文均子息文言が舞御覧にて童舞〈納蘇利〉を奉仕した記事があるが、そこにも、装束に関する特記事項はないので、大人の装束と同じく官庫から出したものと推測できる。同年3月2日条の御下行米の記録に、「内六匁舞御覧童舞挿料差引」とあり、おそらくその都度新規に作成した挿花代のみが個人負担となったようである。文言は安政3(1856)年にも舞御覧で〈貴徳〉を童舞で担当しているが、この時にも装束に関する特記事項はなく、文均が祇園町花源に挿花の作成を依頼し、「代五匁」で受け取ったことのみが記されている。

26) 〈納蘇利〉の争論のその後であるが、結果的に、禁裏においては林家の舞となり、四天王寺における〈納蘇利〉の舞は、3年に一度、東儀家が舞う権利を得た。ただし、それ以外にも林家に不都合があり舞を代わってほしいという状況になれば東儀家がこれを受けることは認められた。東儀家が担当となった際には、〈納蘇利〉を童舞で舞う例もあった。貞享2年以後は、童舞〈納蘇利〉を二人舞で舞うときにはどちらも林家の子息がこれを担当し、江戸時代においては、童舞納蘇利が、林家と東儀家の子息の立ち合いとなったのはこの貞享元年が最後であった。なお、二人舞で、舞われた際にも、この貞享元年時以外には、装束に関する特記事項はない。となると、ここでは林家の所持する装束を東儀家に借した、ということが特記すべき事柄だったと考えられたとも理解できる。

ったといえる²⁷⁾。したがって、童舞の〈陵王〉の舞人は、天王寺楽家の林家以外の楽家の子息、つまり、東儀家、菌家、岡家の子供たちでふさわしい年齢のものがいれば適宜これを担当していた²⁸⁾。

ただし、左舞の中で〈還城楽〉は、安倍姓東儀家の舞となっており、童舞の場合でもこの家の子息のみが舞うこととなっていた。さらに、文政13(1830)年に再興された〈蘇莫者〉も菌家の舞とされ、同じく童舞の場合でも、舞人は菌家の子息のみとなっている。しかし、このように「家の舞」とされていても、左舞であれば宮中をはじめとする三方楽所としての演奏の場においては舞を舞う機会はないため、〈納蘇利〉の例のような争論に発展した事例はない。が、四天王寺においては、〈納蘇利〉と同様に童舞の演奏頻度が高い〈陵王〉であるにもかかわらず、その童舞装束が伝来していないことは不思議である。この場合も、やはり楽家の側に童舞装束が所蔵されていた可能性も考える必要があるだろう。

3) 童舞を担当した楽人の年齢からの考察 —もう一つの可能性—

以下では、江戸期の四天王寺の常楽会、聖霊会において童舞を担当した天王寺楽家の子息たちの年齢について分析してみたい。そこから、童舞とそれに用いられた装束について新たな観点が提示できる可能性があるからである。【表4】では、これまでに同じく「四天王寺舞楽之記」および『楽所日記』の記事において、舞人の年齢が明らかになる例を抽出して童舞の舞童の年齢分布を整理した。これらの記録には、「初度」として、初めてその舞を担当した時の舞人や舞童の年齢が記載されている事例があり²⁹⁾、【表4】では、これらに基づき童舞を担当した舞童の年齢の一覧表を作成した。なお、この一覧表では、常楽会と聖霊会で必ず童舞として舞われた〈迦陵頻〉と〈胡蝶〉の舞人についても、その年齢が分かる場合は、参考とすべくこれを記載した。

とはいえ、たとえば「四天王寺舞楽之記」の舞楽法会の記録に関わる記事に、その時の出仕したすべての舞童の年齢が記載されているわけではない。さらには、楽家の関係者はしばしば改名を行うために、記録上の人名の関連が明確でない場合も多く、【表4】の舞童の年齢分布が実態を正しく反映しているとは断言できないが、少なくとも記録からわかる範囲を整理した結果からは、四天王寺の舞楽法会において童舞を担当する上限を15歳としていたらしいということが見えてくる。

27) こうした状況の中で、〈納蘇利〉のみならず、〈貴徳〉、〈抜頭〉(天王寺では〈還城楽〉を左方とし、〈抜頭〉を右方とする)という右舞の走舞を独占している林家に対する反発が次第に高まっていったことが、先にのべた「納蘇利之争論」の根底にあるといえる。

28) 演奏回数だけでみれば童舞〈納蘇利〉は、〈陵王〉よりも多く舞われており、それを担当したのが原則として林家の子息だけであったことを考えると、天王寺楽所内における林家の勢力の大きさが理解できる。

29) 楽家の子息は、年齢により官位の受領などに差が生じるため、子息が出生した場合は、出生後すぐにそれぞれが所属する楽所の責任者に出生の届を出していることから、この時期としては比較的正確な数え年による年齢を知ることが可能となっている。

【表 4】 常楽会・聖霊会 舞童の年齢分布

年齢 曲目	8以下	9	10	11	12	13	14	15	16	17以上
陵王	1	2	2	6	13	9	7	5	1	
納蘇利	6	10	8	13	11	7	7	2		
還城楽	1	1	1	4	3	3	3	2		
貴徳	1	2	1	4	8	6	4	2		
散手		1		3	2	4	2	1		
抜頭			1	1	3	3	4	2		
甘州		1	1					1		
安摩	1			2		4	1			
地久							1	1		
蘇莫者					1			1		
迦陵頻	19	21	20	25	21	15	10	5	1	
胡蝶	14	10	15	20	23	22	13	4		

【表 4】において2例のみ16歳の舞童が示されるが、これらは例外的な事例と判断できるだろう。ただ、ここで留意すべき点もある。それは、童舞を担当した舞童が、同時にそれ以外の平舞を大人の舞人に混ざって舞っている事例があることである。これらを含め、「四天王寺舞楽之記」に見られるそのいくつかの検討すべき事例を挙げよう。

- ① 貞享2（1685）年の聖霊会〈蘇利古〉舞人の一人、林広音に「林谷松十才初度」と注記がある。この広音は、前年貞享元年の聖霊会では〈胡蝶〉のみを担当していたが、貞享2年になると、〈胡蝶〉舞童の一人であると同時に、〈蘇利古〉、〈延喜楽〉、〈登天楽〉の舞人も担当している。〈胡蝶〉のもう一人の舞童東儀兼陳（13歳）も、同じく平舞の〈延喜楽〉、〈登天楽〉、〈林歌〉、〈長保楽〉を担当。

⇒数え年10歳でも平舞を担当しているが、この場合の平舞装束は、四天王寺に現存の童舞襲装束だったのだろうか。

- ② 元禄11（1698）年の聖霊会〈還城楽〉の舞童東儀季矩（10歳）、〈納蘇利〉の舞童林広経（9歳）は、それぞれ〈迦陵頻〉、〈胡蝶〉の舞童の一人を勤めているが、それ以外の平舞には参加していない。元禄15年聖霊会では、林広経（13歳）は平舞の舞人として出仕している。

⇒①の例と合わせると、同じ林家の舞童でも9歳では平舞には出仕できないとされたのか。舞の家でも平舞の担当者の年齢の下限を数え年で10才とする認識があったのか。

- ③ 正徳2（1712）年の常楽会より舞童として記載される林広基（8歳）は、この時点で〈納蘇利〉の舞童となり、正徳5年の11歳の時点では、常楽会の〈胡蝶〉のみならず、〈振鉦〉以下、〈延喜楽〉、〈林歌〉、〈納蘇利〉の右方の舞すべてを担当している。〈納蘇利〉のみに童舞の注記がある。

⇒在天林家の広基は、11歳の時点で〈振鉦〉を担当することが認められていたのか。しかし、〈振鉦〉を童舞襲装束で舞うことは可能なのだろうか。

- ④ ③の林広基は、正徳6（1716）年の聖霊会では、〈胡蝶〉は担当せず、〈納蘇利〉、〈貴徳〉、

〈抜頭〉の右方走舞すべてを童舞で担当。この時12歳。翌享保2（1717）年の〈納蘇利〉は東儀家の番であったため〈貴徳〉、〈抜頭〉を童舞で担当。享保3（1718）年は、〈納蘇利〉を林広当（10歳）が童舞で担当し、広基（14歳）は、前年に同じく〈貴徳〉、〈抜頭〉を童舞で担当した。さらに、広基は、平舞にも入っている。同享保3年9月9日の十五社神事〈納蘇利〉舞人広基に「面舞初度、十四才」とする注記がある。

⇒走舞を童舞で舞ったとされる舞童であっても、平舞は大人の舞人とともに舞うのであるが、この場合は、童舞と男舞のどちらの装束を着用したのだろうか。さらに、「面舞」という注記にも注目しておきたい。

- ⑤ 享保4年2月22日の聖霊会では、〈納蘇利〉、〈貴徳〉は、林広当が童舞でこれを担当しているが、広基は、〈抜頭〉を童舞で担当したと記録される。

⇒前年、〈納蘇利〉は面舞で舞ったのに、曲目によっては、童舞となることがあったのだろうか。

- ⑥ 宝暦8（1758）年から同12年まで、天王寺楽人と四天王寺との間に争論があり、この間、四天王寺において舞楽が舞われることはなかった。その間、舞楽装束の管理に問題があったのか、宝暦13（1764）年の常楽会の記事に「今年左ノ平舞装束不残不用」とあり、〈万歳楽・延喜楽〉はそれぞれ一人舞で蛮絵装束を用い、それ以外の平舞は曲斗、つまり楽のみの演奏とされた。聖霊会でも、御幸には左右ともに3名のみが列立、この時の装束は襲装束ではなく蛮絵装束を着用したとある。それ以外の楽人は、直接楽屋に入り、左右にかかわらず全員が右方平舞装束を着用したという。

- ⑦ 宝暦13年は聖霊会でも、御幸に列立する楽人は蛮絵着用、平舞装束の舞は、左舞は、〈万歳楽〉、〈桃李花〉は四人舞で、右舞は〈蘇利古〉、〈延喜楽〉は二人舞となっている。

⇒⑥とあわせ、この時期、四天王寺が所蔵する舞楽装束にかなりの損傷があったことが推測できる。となると、現存の江戸期以前の舞楽装束にはこの時点で修理が入ったか、あるいは新規に追加されたものが混在している可能性がある。この年の常楽会、聖霊会において別装束着用で舞われた舞楽は、〈陵王・納蘇利〉、〈迦陵頻・胡蝶〉、〈散手・貴徳（童舞）〉、〈太平楽（二人舞）・拍杵（二人舞）〉、〈陵王・納蘇利〉、〈還城楽・抜頭〉、〈陪臚（二人舞）〉であった。

- ⑧ 舞楽装束の状況に改善があったらしい状況が示される明和5（1768）年の聖霊会の記事においては、〈万歳楽〉、〈桃李花〉、〈甘州〉が5人舞で記録され、左方平舞装束が5領準備できたことが示されている。通常なら4人舞の曲を5人の舞人で舞ったことから、明和6年の聖徳太子千百五十年御聖忌に向けての太子殿の修復と並行して左方の舞楽装束の修復が行われた可能性がある。一方で、〈蘇利古〉は4人舞となっており、この時期、〈蘇利古〉は5人舞とされない事例も多いことから、右方平舞装束に欠損があった可能性もある。翌明和6年の聖例会では左方の〈万歳楽〉、〈桃李花〉、〈甘州〉は6人舞となり、右方では〈蘇利古〉は4人舞のままであるが、〈延喜楽〉が5人舞となったことから、左右ともに御聖忌に合わせ、舞楽装束の修復・整備が行われた可能性がある。

- ⑨ 天明2（1782）年の常楽会において9歳で〈胡蝶〉舞童となった林広済は、以後14歳とな

る天明7(1787)年の聖霊会まで〈胡蝶〉舞童を務める。この間、〈納蘇利〉、〈貴徳〉も童舞で演じる。15歳となった天明8(1788)年以降は、童舞を担当しない。

- ⑩ 寛政11(1799)年9月15日の念仏会の〈納蘇利〉舞童林幾之助に「初参七才」の注記あり。文化11(1814)年常楽会の〈胡蝶〉舞童林長松広就に「初参六才」、文化12(1815)年常楽会の〈迦陵頻〉舞童蘭篤千代広名に「初参七才」、同〈胡蝶〉舞童林千代治広治に「初参八才」の注記あり。以後、舞童の初出仕の年齢が、〈迦陵頻・胡蝶〉だけにとどまらず、走舞の舞童でも低年齢化する傾向がみられる。例としては、文政7(1823)年の念仏会での〈納蘇利〉舞童広賢(9才)、文政10(1826)年の常楽会、聖霊会、念仏会での〈納蘇利〉童舞二人舞のうちの広清(9才)、天保11(1839)年聖霊会〈納蘇利〉舞童広金(9才)、嘉永4(1851)年聖霊会〈納蘇利〉舞童広継(7才)などがある。
- ⑪ ⑩の広就、広治は、文化12年の念仏会、文化13年の聖霊会で〈納蘇利〉童舞を二人舞で舞う。文化13年の聖霊会では、〈迦陵頻〉舞童は広名、〈胡蝶〉の舞童は広治、広就となっているが、広名、広就ともに、8才ながら平舞も担当する。広名は〈万歳楽〉、〈甘州〉、広就は〈延喜楽〉を担当。⇒この場合の平舞装束はどうしたのだろうか。①、②においては、平舞への出仕年齢の下限として10才が設定されていたかという推測ができたが、江戸時代後期になると、これがさらに低年齢化したのか。
- ⑫ ⑪の蘭広名および林広治、林広就のその後を確認すると、広名が12才、広治が13才、広就が12才となる文政3(1820)年まで、広名による〈迦陵頻〉、広治と広就による〈胡蝶〉が舞われているが、文政4年になると、このメンバーが法会に出仕しているにもかかわらず、彼らによる〈迦陵頻・胡蝶〉の舞は演じられなくなる。文政5年には、14才になった広名が〈迦陵頻〉を舞っているが、これが最後となる。一方で、〈迦陵頻・胡蝶〉を舞わなくなっても、広名は〈陵王〉、広治、広就は、〈納蘇利〉、〈抜頭〉、〈貴徳〉を童舞で担当している。広治が16才となった文政6(1822)年の常楽会の記事に、〈納蘇利〉舞人広治に関して「面舞始」の注記がなされている。

⇒走舞の童舞の担当者として法会に出仕していても、ある程度の年齢に達すれば〈迦陵頻・胡蝶〉は舞わないことがある。装束のサイズの問題かもしれない。

紙幅の都合もあり、「四天王寺舞楽之記」の童舞関連記事すべてをあげることはできないが、ここに紹介した事例および【表4】にまとめた結果から、童舞を舞う舞童の上限として数え年で15歳という年齢が設定されていたとしても、それらの走舞を童舞として舞うべく出仕した15歳以下の楽家の子弟が、同時に、大人とともに平舞を舞う例が多くあるということが分かる。このように、大人に混ざって平舞を舞うことができる舞童とされた子供の年齢は、貞享年間頃は11歳以上とされていたようであるが、江戸時代の末になるとその年限が少し低くなっていたようである。

江戸期の四天王寺においては、舞童のみで舞う平舞の事例、たとえば〈安摩〉、〈甘州〉、〈地久〉の例がごくわずかながらあるが、このように全員が舞童の場合であれば童舞装束を着用し、烏甲をかぶらず冠で舞うことは可能であろう。しかし、舞童とされた舞人が大人とともに

平舞を舞う場合はどうしたのであろうか。ましてや、③の例のように、童舞を担当した林広基が、11歳でありながら同時に〈振鉦〉を担当する際には烏甲を着用しないで舞うというのは、聖霊会におけるこの舞の特性上からも、難しかったのではないだろうか。つまり、ここでは、男舞装束に同じく烏甲を着用したと考えたい。こうした事例から、四天王寺の舞楽法会の舞人は、ある程度の年齢に達してしていれば、いわばグレーゾーンの存在として、舞童にもなれば、男舞の舞人にもなるということがあった可能性を考えることができよう。

また、「樂所日記」安政6年1月16日条の以下の記事も参考としたい。これは、禁裏での事例になるが、同日条には、四辻家より「当月下旬閏東使之節於 小御所東庭舞樂被仰付 御目録等被仰出」されたのに対し、「東儀福太郎文礼、舞樂之節童形鉦コ之儀」を願い出て認められたことを記されている³⁰⁾。同年1月8日に差し出したとされる願書の控えによれば、文政7年9月15日、同8年8月7日の舞樂において「東儀故左兵衛少尉文運童形二而鉦鼓參勤之儀」とある例³¹⁾をもって同様に認めてほしいとしており、その提出者は在京東儀家本家東儀河内守である。なお、願書には、上記の他にも例書があり、それによると

天明7年5月25日	小御所舞樂管方襲装束	東儀大和守文順代東儀性之助文暉
文政3年3月16日	御楽音所前庭舞樂管方襲装束	東儀益千代文均
文政7年9月15日	御学問所前庭臨時舞樂管方襲装束	東儀秀之助文秀
文政8年8月7日	御学問所前庭舞樂管方襲装束	東儀秀之助文秀

が挙げられている。つまり、御所の楽儀でも、東儀文暉11歳、文均10歳、文礼の父文運は9歳で童形襲装束着用、これは、おそらくは烏甲は着用せず冠襲装束であったのであろうが、それでの出仕が認められていたことがわかる。このような事例が、四天王寺においても貞享年間頃には11歳、そして後にはそれ以下の年齢であっても襲装束を着用する平舞に子供が参加できる要件を定める要素のひとつとなっていた可能性はある。が、「四天王寺舞樂之記」には童形などの記載はなく、舞童も兼ねた舞人の襲装束が、冠着用の童舞襲装束だったのか、あるいは烏甲を着用した男舞襲装束だったのかどうかの判断はできない。しかし、四天王寺においては、11歳以上の舞童が、走舞も含め、舞装束に関しては、童舞と記録されていても、実際の演舞に際しては、体格的に可能であれば大人の装束を着用した可能性をも考える必要があることは指摘しておきたい。

6 おわりに — 童舞とそうではない舞を区別する要素とは —

一方で、天王寺楽所関連史料には、走舞に関しては、童舞とそうではない舞を分ける明確な

30) 文礼の父は文運（多家からの養子）で、安政4年に病没、文均は、文礼の後見役としてその世話をしていた。文礼はこの時、8才。

31) 文運については安政4年に42才で没していることから御所で童形出仕をした文政7年には9才となる。

記述がある。それは、すでにふれたように、「面舞」とする注記である。この面舞とする注記は「面舞初度」とされるもので、これは、それまで童舞として舞っていた舞人が、初めて面をつけて舞ったということを書き記すものである。つまり、この注記のある年から、その舞人は、童舞としてではなく、大人の舞人の男舞として、装束だけでなく、面、傘子などその走舞の装束として定められた一具を着用したというのであろう。「四天王寺舞楽之記」の舞人の記録に「面舞」に関する注記がある事例は16例あるが、その中から比較的記録が整っている事例を整理して【表5】にまとめる。

【表5】 舞童から「面着」の舞人への切り替え年齢（*は、童舞で舞った年齢を示す）

姓名	担当曲目	9歳以前	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
林 広 基	納蘇利	*		*	*		* 面舞				
	貴徳	*	*	*	*	*	*				
	抜頭				*	*	*				
林 広 規	納蘇利	*	*		*				面舞		
	貴徳				*						面舞
林 広 統	納蘇利						*	*		面舞	
	貴徳					*		*			
林 広 範	納蘇利			*							
	貴徳			*							面舞
	抜頭			*			*				
	地久							*			
林 広 治	納蘇利	*	*	*		*		*	面舞		
	抜頭						*				
	貴徳							*			
林 広 賢	納蘇利	*	*	*	*			面舞			
	貴徳					*					
東儀 季熙	還城楽					*	*	面舞			

「四天王寺舞楽之記」を記録した林家は右舞の家であるためか、左舞に関してはさほど丁寧な記述が残されていないこともあり、どうしても詳細な記録は林家のものに偏ってしまう。が、上記以外では、〈陵王〉の舞人として、東儀俊鷹が16歳の時に「面舞初度」とあり、他に〈陵王〉舞人に関しては、藺広邑が17歳で「面舞始」、〈蘇莫者〉舞人藺広篤16歳に「面初度」、〈抜頭〉舞人林広輔19歳に「面舞初参」などがあり、面舞を初めて舞った年齢は、14歳から19歳に分布しているものの、その多くは、数え年で15歳から18歳の間となっており、それは、【表4】に示した舞童としての出仕年齢が15歳を上限とすることにも一致する。さらに、四天王寺の常楽会、聖霊会の事例でみれば、舞童から期間を置かず男舞の舞人となっている例も多く、それはすなわち、年齢的に大人の装束の着用が可能な年齢まで童舞を舞っている例が多かったと推測できる。四天王寺の常楽会・聖霊会では、体型的にも明らかに「子ども」としての舞童

だけでなく、大人の舞人としても出仕が可能なら成長した「子ども」が、童舞の「舞童」として出仕していたことがわかる。これも、すでに述べた大人装束を着用した童舞の上演の可能性を裏付ける根拠となろう。

また、天王寺楽所関係の記録において、このように「初めて面をつけた」舞がいつだったのかということに注意が払われていることから、天王寺楽所関係者の間では、少なくとも走舞については、童舞かそうではないかを区別する基準は、面をつけるかどうかであったと考えることができるのではないだろうか。逆に言えば、装束に関しては、着用が可能なら大人の舞装束を用い、面や牟子を着用せずに、冠に挿花という童舞に独自の要素を取り込んだ着用方法で、童舞とした可能性があるということである。併せて、今まで考察してきた走舞の童舞が、大人とともに平舞を舞う例では、面を着用することはないため、走舞の童舞、大人とともに平舞に出仕が可能とされたのであろう³²⁾が、この場合でも、舞童の体格と装束の寸法に問題なければ、童舞襲装束ではなく、男舞の平舞装束を着用した可能性もある。

四天王寺に現存する江戸期以前の童舞装束のうち、〈納蘇利〉の裃の寸法が「舞楽装束抄」の寸法よりかなり大きめであること、逆に襲装束の下襲に関しては小さ目の寸法であることについてはすでに述べたが、そうした独自寸法の装束は、こうした江戸時代の四天王寺における童舞の演奏実態を反映するものであったのかもしれない。つまり、男舞装束と兼用できない童舞が舞う場合のみ童舞襲装束を用いたため、小さ目に仕立てられた可能性があるということである。なお、童舞〈納蘇利〉裃に関して、大人の裃を仕立てなおした可能性も指摘されているが、その際にも大きめの寸法で仕立てた背景には、「舞楽装束抄」に記載された標準的な寸法で仕立てた童舞走舞装束は、それぞれの楽家に所蔵されていたため、あえて大きめの寸法を保持したという可能性もある。

童舞装束の着用の実態について明確に記録された史料がない故に、童舞の上演に際しての装束の着用については、推論に推論を重ねる形になってしまうが、上演の記録や楽家の記録からは、これまでに述べた推論を導き出すことができよう。今後、四天王寺以外での童舞装束着用の記録に関しても調査を続けたい。また、従前、ほとんど指摘されていない「面舞」という注記による童舞かそうではない舞かの区別も四天王寺以外の舞楽の場で用いられているのか、その使用例はどのようなものなのかについても調査が必要だと考える。

32) 享保11(1726)年の聖霊会では、〈迦陵頻〉の舞童であった藺広俊が〈蘇利古〉の舞人も担当しており、雑面の場合は、「着面」とされる面とは区別されていたのかという疑問は残る。

On *warabe-mai* (*bugaku*-dance performed by child/children) performed in Shitennoji Temple during the Edo period.

Miho MINAMITANI

Not many dance music costumes for child/children (童舞舞楽装束) exists in Shitennoji Temple that are made before the Edo period. However, according to the related historical materials including "*Shitennoji Bugaku-no-ki* (『四天王寺舞楽之記』)", it is clear that *bugaku*-dance by a child or children were performed frequently in Buddhist ceremonies in Shitennoji Temple during the Edo period. Therefore, it can be said that small number of the existing child – dance costume in Shitennoji Temple does not consistent with the situation of *bugaku* performance in the temple of the Edo period.

To clarify the cause of this contradiction, I analyzed related historical materials to clarify the actual situation of child dance performances at *Joraku-e* (常楽会) and *Shoryo-e* (聖霊会) in Shitennoji Temple of the period. Furthermore, those historical materials show that the young siblings of the musician who performed those child dances also engaged in the dancing performances together with adult dancers. Regarding the distinction between child-dance and adult-dance was strictly done only for *hashiri-mai* (走舞) by whether to wear the mask for the dance or not, I deduced that not only in some cases child/children dancer/dancers performed the *bugaku*-dances wearing the adult's costumes without attaching the mask.

Based on these considerations, we will see how the contradiction between the few numbers of child dance costumes that exists in Shitennoji Temple and the actual performance situation during the Edo period should be elucidated.

